平成２４年（フ）第１２９１号
京都市西京区桂稲荷山町24―６、住民票上の住所京都府相楽郡精華町光台４丁目33番地14
破産者　福嶋　隆史
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２１５５号
大阪府八尾市刑部３丁目66番地　レペルトウス106号
破産者　中矢建宅こと　中矢　　茂
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９２２号
大阪府守口市八雲西町２丁目５番５―601号
破産者　花村亜由美
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６１４号
大阪市浪速区桜川２―10―２　グリーンハイツ1411、開始決定時大阪市東住吉区今川４丁目４番22号
破産者　小松歯科医院こと　小松　君幸
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７６６号
大阪市住吉区万代東１丁目６番34―106号
破産者　平野商店こと　平野　治郎
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４０８４号
大阪府吹田市山田南29番２―1101号
破産者　夢屋こと　山田フミ子
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１０２号
大阪府豊中市小曽根２丁目18番28号
破産者　玉田　　勉
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２６８号
大阪市淀川区十三本町１丁目20番20号　竹本ビル301号
破産者　佐藤　静子
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４６０６号
大阪市中央区十二軒町７番２号　レトワールトキワ603号
破産者　安倉織ネームこと　安倉　久隆
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７９５号
大阪府吹田市千里山西６丁目51番１号
破産者　池上賢宗こと　池上　健一
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１３１号
大阪府枚方市甲斐田東町２―５、開始決定時の住所大阪市城東区永田４丁目13番16号　東栄マンション303号
破産者　福堀　一男
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１７４号
大阪府交野市星田８丁目20番306号
破産者　末永　眞一
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５２３１号
大阪府寝屋川市萱島信和町29番24号
破産者　三木　英史
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５２９１号
京都市下京区西七条比輪田町38番地　レジデンスキクチ104号
破産者　福井　淳夫
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３４７号
大阪市城東区森之宮１丁目４番1018号
破産者　黒田　　保
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３６３号
大阪府東大阪市足代新町８番８号　408号
破産者　下西　信和
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３９０号
大阪市平野区平野市町１丁目８番14号　グリーンマンション305号
破産者　福田　　正
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４２１号
大阪府箕面市白島２丁目28番６―207号
破産者　スタジオ・ルーツ・ワンこと　二川　呼世
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４３６号
兵庫県芦屋市東芦屋町６番22―409号、前住所兵庫県芦屋市翠ケ丘町19番17―212号
破産者　福田　繁之
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部